

生駒市訓令甲第 1 号

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令

生駒市事務専決規程（平成 2 4 年 3 月生駒市訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 5 号中「、教育指導課教育政策室長及び幼保こども園課こども園準備室長」を「及び学校支援課教育政策室長」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 2 号中「SDGs・公民連携推進課長」を「脱炭素まちづくり推進課長」に改める。

第 2 2 条の次に次の 1 条を加える。

（公民連携推進課長の専決事項）

第 2 2 条の 2 公民連携推進課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 軽易な公民連携に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 軽易な奈良先端科学技術大学院大学との連携の企画及び調整に関すること。

第 2 9 条の 3 第 2 号を削る。

第 3 2 条の 2 に次の 1 号を加える。

- (2) 環境マネジメントシステムの運用管理に関すること。

第 3 3 条を削り、第 3 3 条の 2 を第 3 3 条とし、第 3 3 条の 3 を第 3 3 条の 2 とする。

第 5 8 条中第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (1) 学校体育施設の開放に係る使用料の徴収及び還付に関すること。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。